

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

倉吉市

2. 構造改革特別区域の名称

倉吉市蜂蜜リキュール特区

3. 構造改革特別区域の範囲

倉吉市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

本市は、鳥取県の中央部に位置し、北は北栄町と湯梨浜町、東は三朝町、西は琴浦町と江府町、南は岡山県真庭市にそれぞれ接している。

市域の総面積は、272.15 km²であり、鳥取県全体の約 7.8%、県内 19 市町村中、3 番目の広さを誇っている。

主要な幹線道路網は、兵庫県姫路市から岡山県を經由し、湯梨浜町に至る国道 179 号線が市北東部を、広島県福山市から岡山県を經由し、北栄町に至る国道 313 号が市中央部を南北に縦貫している。また、主要都市までの時間距離は、高速バスで岡山へは約 2 時間 20 分、広島へは約 3 時間 30 分、J R 特急「スーパーはくと」で大阪へは約 2 時間 50 分でアクセスが可能である。

(2) 気候

本市の平均気温は、8 月が 28.3℃、1 月が 4.5℃、年間では 15.7℃で、四季の変化を感じやすい気候である。年間降水量は 1,764mm、年間日照時間は 1,679.8 時間となっている。

(3) 人口

本市の人口は、平成 22 年の国勢調査では、50,728 人であり、平成 17 年の 52,592 人から 1,864 人減少している。

年齢別に見ると、平成 23 年 12 月末現在（住民基本台帳）で、15 歳未満は 6,508 人、15～64 歳は 30,486 人、65 歳以上は 13,852 人であり、5 年前の平成 18 年と比べ、15 歳未満が 600 人の減少、15～64 歳が 1,820 人の減少、65 歳以上が 433 人の増加となっており、少子高齢化が進んでいる。

(4) 産業と課題

平成 17 年国勢調査による就業人口は、26,108 人である。産業別割合は、第 1 次産業 11.7%、第 2 次産業 25.2%、第 3 次産業 61.2%となっている。

本市は、古くから農業が盛んに行われてきた。現在も農業は、地域経済を支える重要な基幹産業であり、水稻収穫量は県内第 2 位、キャベツ・露地メロンは県内第 1 位、すいか・大豆は県内第 2 位を誇る。また全国有数の二十世紀梨の産地としても知られている。一方、農業所得・農家人口の減少や、遊休農地・耕作放棄地の増加、農業者の高齢化や後継者不足などが進んでいる。今後、農業振興を図る上で、地域ブランドの商品開発や販路拡大など、6 次産業の確立に向けた取り組みを積極的に進め、また農業のみならず、農林水産業の魅力と可能性を最大限に引き出し、担い手を育成しながら、地域の活力を産み出せる農林水産業の振興が必要である。

商工業については、長引く不況による景気の後退で、本市においても雇用環境の悪化や個人所得の減少など、依然として厳しい状況が続いているが、まちの活力を維持・増進していくためには、市外からの企業誘致を進めるとともに、既存企業の支援・流出防止にも努め、多くの人達が本市でいきいきと働くことができる環境を整えていきたいと考える。

観光業については、本市の観光のメインスポットでもある白壁土蔵群・赤瓦周辺には、平成 22 年には 50 万人を超える観光客が訪れている。長い歴史に培われた名所・旧跡・街道などの優れた歴史文化遺産が数多く分布し、また山陰随一の桜の名所として知られる打吹公園や、古くから「白金の湯」として親しまれている関金温泉など、豊かな自然環境に育まれた観光資源にも恵まれている。本市に多くの人と消費を呼び込み、まち全体の活性化を図るには、様々な地域資源を磨き上げ、その付加価値を高め、来訪者の観光消費額の増大や地域内での所得の循環に結び付けるほか、本市ならではの魅力を内外にアピールしていく必要がある。

5. 構造改革特別区域計画の意義

全国的に人口が減少の局面に移行している中、本市においても少子高齢化・過疎化が進み、地域コミュニティの衰退により、地域の活力が低下している。こうした問題は、市内の中山間地域に限らず、本市の旧市街地であり、かつては倉吉経済に繁栄をもたらした商業ゾーンでもあった「まちなか」にあたる地域においても、人口流出が進み、高齢化率の高い地域に様変わりし、空き家も増え、空洞化が進行するなど、中山間地域に類似した問題が生じている。

このような課題を抱える「まちなか」地域においても、人の住むまちとして存続させるためには、地域内に「生業」をつくり、雇用を産み出し、地域経済の循環を図り、地域に人を集める様々な働きかけが必要である。しかしながら、かつては商業が基幹産業であった地域にとっては、農業や自然などの地域資源を使った活性化を行うことが難しい。そういった中、こうした「まちなか」特有の悪条件にも屈せず、農地を必要とせず庭先でも巣箱を設置できる「養蜂」に注目し、採集される蜂蜜を使って特産品を作るといった地域住民

の自発的な発想・提案で、活性化を目指す地域も出てきた。蜂蜜を用いたリキュールの製造の認定を受けることによって、地域活性化の新たな可能性が生まれ、こうした地域にとっても大きな活力となることが期待できる。

また、本計画は、鳥取県内初のリキュール特区申請であり、話題性、注目度も上がり、特色ある地域づくりとして、市内外に広くPRすることで、観光客や交流人口、地域内の消費の拡大が見込まれる。

加えて、これらの取組みを進めることは、新たな産業と雇用の創出といった面でも期待できる。こうして、地域に人を呼び込む流れを作り出すことで、地域が抱える問題解消の一助となり、市域全体の活性化が図られることから、特区計画の意義は非常に大きいと言える。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することにより、小規模でも地域で採れた蜂蜜を用いたリキュール製造が可能になる。市内の中でも、農業や自然などの地域資源を使った活性化を行えない、旧市街地にあたる地域においても、養蜂は取組み易く、地域で採れた蜂蜜を用いたリキュールを地元の特産品としてブランド化することを目指す。また、製造したリキュールを地元で販売したり、ゲストハウスで提供したりすることで、交流人口の拡大、地域内の所得の循環を図る。こうした新たな地域産業を産み出すことによって、担い手、雇用の場を確保し、地域全体の活性化を図ることを目標としている。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、本市で採れた蜂蜜を使ったリキュールが製造できるようになり、新たな特産品の開発を促し、地域ブランドのさらなる充実が期待できる。また蜂蜜を使ったリキュールの注目度・認知度が高まることで、観光客・交流人口が増加し、市内外の消費拡大、販路拡大が図れるようになると、本市の知名度の向上、イメージアップにも繋がる。

また、この蜂蜜を使ったリキュールの製造を地域が主体となって取り組むことで、地域住民の繋がりやコミュニティの結びつきを深め、地域全体のまちづくり、活性化に対する一体感を醸成する。このことは、地域の特産品を活用した酒類製造事業やそれに関連する新たなコミュニティビジネスの創出に繋がり、地域の「なりわい」として成り立たせることにより、地域の雇用の場を確保し、地域からの人口の流出の抑制が図られ、地域経済の活性化に結び付く。

【目標数値】

項目	実績値 (22年度)	目標値 (24年度)	目標値 (27年度)
酒造免許取得数	—	1件	1件
リキュール製造量	—	1kl	1.5kl
観光入込客数	1,330,587人	1,515,000人	1,700,000人

8. 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 農業を起点とした6次産業（倉吉ブランド）の確立と地産地消の振興

地域の農林水産物を活用した倉吉ならではの地域ブランド商品の開発、その販路開拓など、市外からより多くの所得を産み出し、全国から買ってみたいと支持される6次産業（倉吉ブランド）の確立に向けた取組を活発に進める。

また、地元で採れた食材を地元で消費する取り組みを推進するため、食に係る生産者、組織・団体、事業者及び消費者が地産地消に関する共通認識をもち、生産者としてのいきがいや、消費者の安全安心に対する信頼関係を築き、食や農への理解を深める。

(2) 地域の中でお金がまわる、拠点性の高いまちをつくる

地域コミュニティづくり、コミュニティビジネスの育成強化、個性豊かな商店街づくりを支援することで、地域の活性化、まちづくりに対する地域のやる気と創意工夫を引き出し、暮らしの質を高めるためのコミュニティビジネスなどの新たな起業が活発に展開され、地域の中でお金がまわる、拠点性の高いまちを目指す。

(3) にぎわいのあるまちなかの再生

地元買い物客はもとより、観光客を含めた来訪者がたびたび訪れてみたくなるような、歩いて楽しい快適で魅力的な街並みを形成するとともに、多くの人たちが行き交い、交流を深める場をつくることで、活気とにぎわいのある中心市街地の再生を図る。

(4) 各種イベントとの連携及びPR活動の推進

地元の特産物や加工品を、農商工及び観光関係団体と連携し、様々なイベント、祭りでリキュールを提供することで、観光などで本市を訪れる市外・県外来訪者に、積極的にPRし、さらなる交流人口の拡大を図る。また、市場及び販路開拓を支援育成し、展示会・商談会等へ出展し、ビジネス機会を広げる取組を支援し、地元はもちろん、大都市や消費地で行う市の特産物の宣伝フェア、販売促進活動等において、市の認知度、知名度の向上と合わせてリキュールの魅力のPRに取り組む。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

(別紙)

1. 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

2. 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（蜂蜜）を原料としたリキュールを製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

倉吉市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物である蜂蜜を原材料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新たな地域の特産品の創造とともに、新たな地域雇用の場の確保にもつながり、地域全体の活性化が図られるという観点から、当該特例措置の適用は不可欠であるとする。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要として申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。このため、市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。